

群馬県社会福祉協議会保護児童就学援助金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、群馬県社会福祉協議会の事業として児童養護施設、旧知的障害児施設、旧肢体不自由児施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童心理治療施設、母子生活支援施設に入所中の母親に養護されている児童並びに里親に委託されている児童（以下「被保護児童」という）に対し、群馬県社会福祉協議会預託者の善意に基づいて、その預託金の範囲内で学資の一部を給付して就学を援助し、社会的に有益な人物を育成することを目的とする。

(対象)

第2条 就学援助金は、被保護児童であって高等学校の課程を履修するのに学資の支弁が困難と認められ、かつ当該施設長、入所中の母親及び里親（以下「保護者」という）が進学させるものでなければならない。

(就学援助金給付申請書の提出)

第3条 被保護児童に就学援助金を受けようと希望する保護者は、就学援助金給付申請書に記入し高等学校在学証明書を添付して、群馬県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という）に提出しなければならない。

(就学援助金の給付決定)

第4条 前条の申請があったときは、県社協会長は内容を審査のうえ給付の可否を決定し、当該施設長及び保護者に対して通知する。

(就学援助金の給付額及び給付期間)

第5条 就学援助金の給付額は、月額2,500円とし、給付期間は1回の申請で第7条の各号に該当しない限り、3年間（高校在学中）給付を受けられるものとする。

(就学援助金の給付方法)

第6条 就学援助金は、年2回に分けて6月及び10月にそれぞれ6か月分を保護者に給付するものとする。

(保護児童の異動及び給付の停止・廃止)

第7条 保護者は、被保護児童が次の各号に該当する場合には、直ちに県社協会長に届け出なければならない。（「保護児童就学援助金給付変更届」）

- 1 措置が解除又は停止されたとき。
- 2 休学、復学、退学又は転学したとき。
- 3 停学、その他の処分を受けたとき。
- 4 心身の故障のため長期にわたって欠席したとき。
- 5 その他、給付児童として著しく不相当と認められる事柄が生じたとき。

以上の事柄について、届出があった場合、またはその事実が判明した場合、県社協会長は内容を審査のうえ就学援助金の給付を停止又は廃止することができる。

(就学援助金の返還)

第8条 就学援助金給付の資格を喪失した場合で、それ以降の給付金が支払われている場合は返還しなければならない。（前払い給付分）

(附則)

- 1 この改正要綱は平成14年4月1日から施行する。
- 2 第5条の給付額は新規対象者から適用し、既に給付額の決定を受けている者はその額とする。
- 3 平成15年4月1日一部改正
- 4 平成19年2月15日一部改正
- 5 平成22年3月31日一部改正
- 6 平成22年4月1日一部改正
- 7 平成26年4月1日一部改正
- 8 平成30年4月1日一部改正